

## 空き家等情報登録誓約書

（提出先）小諸市長

私は、小諸市空き家等情報登録制度の物件登録申込みに当たり、下記のことを理解した上で申込みをいたします。

- 1 小諸市空き家等情報登録制度実施要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨等。
- 2 小諸市の業務は情報提供のみであり、空き家等情報登録制度を介して発生した問題等について市は一切関与しないこと。
- 3 空き家等情報登録制度を介して行う取引も通常の不動産取引であり各種法律を遵守すること。
- 4 直接型、間接型は各物件所有者が決定する事項であるため、制度を理解した上でどちらかを選択し、申し込むこと。
- 5 すでに専任媒介契約を締結している場合には取り扱うことができないこと。
- 6 すでに一般媒介契約を締結している場合には申し出ること。
- 7 掲載書類が整い次第、ホームページへ掲載するものとする。ただし、物件の状況によってはホームページへの掲載を見送ることもある。
- 8 小諸市空き家等情報登録制度への申請を通じて得られた情報については、決して他の目的で使わないこと。
- 9 自己の都合により掲載物件を取り下げたことにより、本制度の信頼を著しく損なうような場合、再度の登録については受け付けないことがあること。
- 10 自らが、要綱第6条第3項第2号で規定する反社会的勢力ではないこと。また、反社会的勢力に自己の名義を利用させていないこと。
- 11 申込書記載事項に虚偽等ないこと。

年 月 日

住所

氏名

印